

フィッシング等を手口とするインターネットバンキングに係る不正送金事犯の取締り及び被害防止対策の推進について（通達）

サ対発第 140 号

令和 4 年 5 月 24 日

【概要】

この通達は、フィッシング等を手口とするインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況や犯行手口等を踏まえ、取締り及び被害防止対策を総合的に推進するため定めたもの。